



ホクネット通信

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人

■発行者:松久 三四彦 ■編集者:大嶋 明子

消費生活講座 本年度も好評

全5カ所の開催終了



室蘭で開催された胆振地区「消費生活講座と意見交換会」
=2025年12月16日

道の消費者行政強化事業としてホクネットが行う2025年度の「消費生活講座と意見交換会」は、胆振地区の室蘭会場（昨年12月16日）をもって、全5カ所の開催日程を終えました。各回とも消費者行政担当者や消費者協会役員、消費生活相談員ら関係者が参加し、を対象にし、相談現場からの事例研究も交えて意見交換を行いました。

室蘭会場では、ホクネットの原琢磨専務理事（弁護士=札幌）が講師を務め、「適格消費者団体としてのホクネットができること」（差止請求訴訟など）、「特定適格消費者団体としてのホクネットができること」（集団的被害回復訴訟など）を中心に、ホクネットの役割を紹介しました。さらに「こんな相談に困りました」をテーマに事例研究を行い、事例を提供した相談員らと意見交換をしながら、対処のアドバイスや法的見解などで理解を深めました。

事例研究も交えたこうした講座は2023年度に始まり、本年度で3年目です。消費者相談の担当者の情報交換、意見交流の場としても好評を得ています。

この号の主な内容

- 2025年度消費生活講座が終了
- 6月13日に26年度総会
- 即決営業訴訟で第1回、第2回弁論準備手続
- 参院・後藤議員がホクネットをヒアリング

6月13日に総会 記念企画も検討中

ホクネットの2026年度通常総会が6月13日（土）午後1時から北大学術交流会館第1会議室で開かれます。主な議案は前年度の事業・決算報告などです。また総会後に、総会記念公開パネルディスカッション「その解約料、本当に払うしかないの？～解約料トラブルの実態とこれからのルール」を予定しています。

詳細は後日、ホクネットのホームページやニュースレターでお知らせします。

被告の主張に全面的に反論

* 即決営業共通義務確認訴訟

消費者によるクーリング・オフを妨害して不当な利益を得たとして、ホクネットが株式会社即決営業（大阪市）に対し、消費者への返金を求めて提起した共通義務確認訴訟の第1回弁論準備手続が2025年12月23日、第2回が26年2月26日に札幌地方裁判所で行われました。

一連の手続の中で被告の即決営業は、「原告の主張する対象消費者（2016年10月1日以降に契約した全ての顧客）との関係で、クーリング・オフの説明を行っていないという事実はない」と主張。訴訟要件（多数性、共通性、支配性）を満たしていないとして、原告の請求を却下・棄却するよう求めました。

これに対し原告は、複数の匿名消費者の陳述に基づきインターネット通信等による被告の勧誘方法は特商法が定めるクーリング・オフの対象となる「電話勧誘販売」に当たり、「契約者が多数存在すると推認される」と主張。訴訟要件を満たしていないとする被告の主張に全面的に反論しました。被告は、匿名では反論できないと主張しましたが、原告は被告のほうで具体的な勧誘方法を明らかにすればよいと反論しました。被告は次回期日までに反論書面を提出の予定です。

第3回弁論準備手続は4月24日の予定です。共通義務確認訴訟についての情報は、ホクネットのホームページ冒頭の「即決営業裁判案件」のコーナーで随時掲載しています。

制度改善へ国会での後押しが重要

* 参院・後藤議員が来訪し意見交換

参議院の後藤翔太議員（参政党）が1月16日、ホクネット事務局を訪れました。特定適格消費者団体としての取り組みや、消費者支援に関わる活動の現状について意見交換を行いました。これまで消費者庁長官や消費者庁幹部職員らとの懇談の機会はありませんでしたが、国会議員によるヒアリングは、今後の政策提言につながる貴重な交流の場となりました。



ヒアリングに訪れた後藤翔太議員（右から2人目）を囲むホクネットの松久三四彦理事長（同3人目）ら

当日は、ホクネットから松久三四彦理事長、道尻豊副理事長、原琢磨専務理事、大嶋明子事務局長が出席。約2時間にわたり、消費者団体訴訟制度の概要や、適格消費者団体と地方自治体との連携のあり方について説明し、意見を交わしました。

豆知識

消費者団体訴訟

● 差止請求訴訟

不特定で多数の消費者に対して不当な勧誘や契約条項、表示などの不当な行為をやめるよう、事業者に求めます

▶ 適格消費者団体が消費者に代わって行います

● 被害回復訴訟

多数の消費者に共通して生じた財産的被害について、集団的な被害の回復を求めます

▶ 特定適格消費者団体が消費者に代わって裁判手続行います

ホクネットはどちらの訴訟も行うことができる団体です。

● 情報をお寄せください

☎ 011-221-5884

（平日 10:00~16:00）

※ホクネットのホームページの「トラブル情報の提供」フォームもご利用ください

ホクネット



「購入契約を解約したが、返金してもらえない」「悪質商法かもしれない」など、消費者被害に関する情報をお寄せください。情報を精査して問題ある企業には是正を申し入れるなど対応します。※個別の助言は行っていません。

（3ページに続く）

(2ページから続く)

ヒアリングでは、ホクネットが取り組んでいる差止請求訴訟や申入れ活動に加え、特定適格消費者団体として 2025 年に初めて共通義務確認訴訟を提訴したことを報告しました。また、活動が会員の会費や寄付・助成金、弁護士など専門家の協力によって支えられている一方、財政基盤が脆弱である現状についても説明しました。

さらに、北海道および札幌市と覚書を締結し、消費者相談に関する情報提供を受ける体制を構築している点を紹介。全国的にも先進的な連携事例として、その成果を共有しました。一方で、適格消費者団体が持つ「半官半民」という立場が、行政との情報共有において制約となり、守秘義務の壁が課題となっている点も話題に上りました。

政策面では、松久理事長らから「国による財政支援の充実」や「自治体との連携に関する国のガイドライン策定」の必要性が提起され、国会での後押しの重要性が強調されました。これに対し後藤議員は、消費者問題特別委員会での経験を踏まえ、「個別事案ではなく構造的課題への対応が重要」と述べ、「北海道の先進事例を参考に、全国的な制度改善につなげたい」と応じました。

後半の懇談では、適格消費者団体の制度的特徴についても意見交換が行われました。「依頼者がいなくても訴訟を提起できる柔軟性がある一方、行政との連携には課題が残る」との指摘がありました。また、活動の効果として、潜在的に数万人規模の消費者が恩恵を受けているとの研究結果が紹介され、「悪質事業者の排除によって、健全な事業者が残る市場環境が形成される」との説明もありました。制度導入から約18年が経過し、見直しの時期に差しかかっているとの認識も共有されました。

ヒアリングの締めくくりとして、後藤議員は「適格消費者団体と自治体の連携について、国会で消費者庁に質問することを検討したい」と述べ、活動への理解と協力の姿勢を示しました。

ホクネットは今後も、党派や組織の枠を超え、消費者支援活動の推進と理解の輪を広げるため、積極的な情報発信と交流に取り組んでいきます。

即決営業に差止請求権行使を通知

ホクネットは、株式会社即決営業（大阪市）に対し、同社が使用する契約書に、消費者によるクーリング・オフに関する記載がないとして、クーリング・オフ規定の記載や、一部契約条項の使用中止を求めていましたが、同社が契約書式の開示を拒んでおり、契約書式を修正した事実が確認できないため、消費者契約法、および特定商取引法に基づく差止請求権を行使することを伝える連絡書を1月29日付で送付しました。

即決営業に対しては 2025 年8月6日、消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟を札幌地方裁判所に提起し、現在係争中です。

ホクネット活動にご協力ください
会員加入のご案内

▼詳しくはホクネット HP へ

ホクネット 会員加入 

		年会費(1口)	評決権の有無
個人	正会員	2,000円	○
	協力会員	1,000円	×
団体	正会員	10,000円	○
	賛助会員	10,000円	×

申入書等はホクネットのホームページに掲載しています

終活協議会などに申入れ

ホクネットは、一般社団法人終活協議会（東京都）に対し、同法人が使用する保証人代行サービス契約書に消費者契約法に抵触する条項があるとして、当該条項の使用中止または修正を求める申入書を1月21日付で送付しました。同法人と一体で運営されている想いコーポレーション株式会社（同）に対しても、死後事務委任サービス契約書に消費者契約法に反する条項があるとして、当該条項の使用中止または修正を求める申入書を同日付で送付しました。

また、株式会社ジャパンコンチネンタルコーポレーション（北見市）に対し、同社が運営する愛犬トリミングスクールの規約に、消費者契約法等に抵触する条項があるとして、当該条項の使用中止または修正を求める申入書を同日付で送付しました。

このほか、株式会社めぐみ企画（札幌市）に対し、同社が使用する建物賃貸借契約書に消費者契約法に抵触する条項があるとして、当該条項の使用中止または修正を求めていましたが、同社からの回答内容に不明な点があるため、確認を求める連絡書を1月29日付で送付しました。

寄付のお願い

ホクネットの活動は
みなさまの寄付に
支えられています

▼詳しくはホクネット HPへ

ホクネット 寄付

●ホクネットの活動は会費、寄付金、事業収入などで賄われています。消費者被害の防止、被害者救済などの取り組み充実のために、広くご支援をお願いします。

●寄付金については税制上の優遇措置が受けられます

編集後記

最近、ホクネットが公開しているメールアドレス宛に、当法人の理事長名で「今オフィスにいますか。メッセージ見たら返事してください」といった複数のメールが届きました▼ああ、これが噂の「社長なりすまし詐欺メール」か。理事長名なのにアドレスはまったく違うし、文面も理事長としては不自然なので「詐欺」とわかりましたが、実物を目にすると不気味でショックです▼筆者はたまたまこうした詐欺の手口を知っていたので「怪しい」と感じることができました。でも、もしも非常に忙しかったり疲れていたりしたら。また詐欺被害のニュースを知らない人だったら。本人からだと思い込むかもしれませんね▼ちなみにこのメールに返信すると、LINEグループを作らせてお金を振り込ませる手口だそうです。社長や職場長の名前でも、アドレスをよく見て、少しでも不審な点があれば、周囲に相談しましょう。社長名でも疑う時代になりました。（渡辺）

5,197,430 円

2025年4月1日～26年3月3日

前年同期比

623,951 円増

みなさまからの寄付

ご協力ありがとうございます。
ホクネットへの寄付金は、税額
控除の対象となります。



消費者支援ネット北海道(ホクネット)

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体 特定非営利活動法人

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1-55 ほくろうビル3階

電話番号: 011-221-5884

FAX 番号: 011-221-5887

電子メール: info_hokkaido@hocnet1222.jp